

<令和3年度～令和5年度>

障害児支援の報酬の1単位単価

【その他】※ 事業所の所在地が仙台市、多賀城市以外の場合

			1単位単価	
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)			
	放課後等 デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		
障害児入所支援	居宅訪問型児童発達支援		10円	
	保育所等訪問支援			
	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	
		自閉症児の場合		
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	
			当該施設が単独施設の場合	
			併設する施設が主たる施設の場合	
	肢体不自由児の場合			
	医療型 (含:指定発達 支援医療機関)	自閉症児の場合		
		肢体不自由児の場合		
		重症心身障害児の場合		
障害児相談支援				